

平成30年6月27日
のぞみ信用組合

大阪北部を震源とする地震において被災された皆さまへ

平成30年大阪北部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

このたびの災害による被害により災害救助法が適用された大阪府大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四条畷市、交野市、三島郡島本町内の被災された皆さまに対しまして、下記の対応を実施させていただきますので、当組合営業店窓口または営業担当者にご遠慮なくお問い合わせください。

記

1. 預金の通帳・証書・印章などをなくされた場合でも、預金者本人であることを確認のうえお支払等の手続を取らせていただきます。
2. ご事情により、定期預金、定期積金等の期限前払い出しをいたします。
また、これを担保としたご融資をいたします。
3. 今回の地震災害による障害のため支払期日が経過した手形の取り立てが必要な場合はご相談ください。
4. 損傷した紙幣や貨幣の引換えについてもご相談ください。
5. 災害被害による応急資金などのご融資や、借入金の返済条件の変更などのご相談に応じます。

以上